

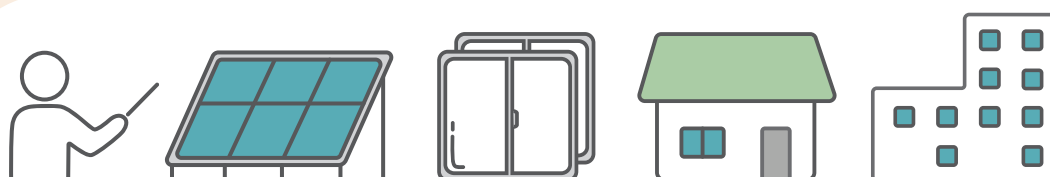
横浜市省エネ住宅相談員を 募集します！

省エネ住宅のプロフェッショナルである、省エネ住宅相談員なくしては、脱炭素社会は実現できません。

相談員として一翼を担い、ワンチームで横浜の未来を変えてみませんか？

申込期間 令和3年10月18日(月)～令和3年11月8日(月)

任期 令和3年12月1日～令和5年11月30日まで(2年間)

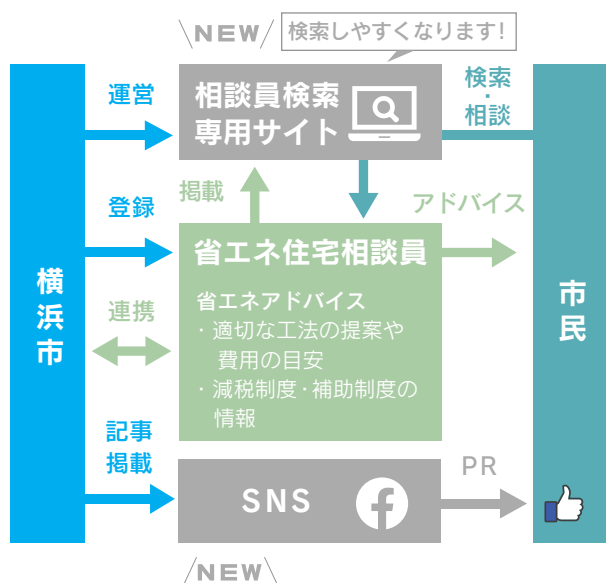


横浜市省エネ住宅相談員とは・・・？

相談員は、業務活動において、市民からの相談に対し、省エネ住宅の建設・改修計画の際に適切な工法の提案や概算コストを提示するなど、省エネ住宅に関する総合的なアドバイスを行います。

なお、市民が身近な場所で相談する機会を充実させることを目的とした制度のため、省エネ住宅に関する制度内容説明や一般相談については、原則無料で対応していただきます。

省エネ相談員の制度のイメージ



省エネ相談員に登録するメリット

NEW 省エネ相談員専用検索サイトを新設！
市民に向けた相談員の広報を強化しています。

NEW 改修事例のPRを市が支援します！
相談から改修に至った場合、改修事例をSNS等で公開させて頂く予定です。

NEW 相談実績に応じて市がPRします！
相談実績が多い相談員を、SNS等で紹介させて頂く予定です。

省エネ住宅に関する研修会を開催！
専門家による省エネ住宅・設備に関する講義や省エネ住宅・施設の視察を予定しております。

補助金情報をいち早くお知らせ！
住宅の補助金に関する情報を配信します。

あなたのアドバイスで、
横浜の未来を変えてみませんか？

相談員の登録方法などの詳細は裏面へ

制度主体：横浜市 建築局 住宅政策課



横浜市省エネ住宅相談員に関する詳細

活動内容

省エネ相談員の活動内容は、主に下記の3つの活動となります。

1 市民を対象とした省エネ住宅に関する相談対応

省エネ相談員専用検索サイトより検索した市民の方からの省エネ住宅に関する相談対応を行って頂きます。

(例えば、高断熱化・高气密化に関する内容等)
※相談から改修に至った場合、事例紹介をSNS等で公開し、PRさせて頂くことを検討しております。

ぜひ、積極的に本制度をご活用ください。



2 市民向け「出張相談会」等への参加

年に数回程度、横浜市主催の省エネ住宅の普及啓発イベント等を実施する際に、市民の方と直接相談を行う機会を事務局にて企画し、有志の相談員にて参加頂きます。

3 相談員向け「研修会」等への参加

年に数回程度、省エネ住宅・設備に関する専門家による講習や最新の省エネ住宅や施設の視察を行い、ご自身の知識を深めることができます。
(CPD認定対象研修)



登録要件

次に掲げる全てを満たすことが登録の要件となります。

1. 次のいずれかの資格等を持っていること
一級建築士 二級建築士 木造建築士
1級建築施工管理技士 2級建築施工管理技士
2. 市内在住または、在勤であること
3. 省エネ相談員としての責務を遵守すること
4. 横浜市が開催する「登録講習会」に参加すること

登録講習会 (CPD認定対象研修)

省エネ相談員に登録しようとする方は、次の講習会への参加が必須です。

日時 令和3年11月15日(月) 14時~16時

会場 みなとみらい21 プレゼンテーションルーム

(横浜市西区みなとみらい2-3-5)

登録者には横浜市から登録決定通知書を発行します。

※ご都合がつかない場合は、別日での補講の実施を予定しています。

申込時の提出書類

申込期間内に次の書類をEmailにて、下記事務局まで提出してください。

- ① 省エネ住宅相談員登録書
- ② 省エネ住宅相談員 PR シート
- ③ 横浜市内に在住または在勤を証明する書類 (運転免許証等)
- ④ 資格証明書の写し

書式等の詳細については、**横浜市 HP** を参照ください

 横浜市省エネ住宅相談員

QRコードからも
検索できます。



登録資料送付 先・事務局

横浜市住宅供給公社 街づくり事業課省エネ住宅相談員担当
〒221-0052 横浜市神奈川区栄町 8-1 ヨコハマポートサイドビル5F
TEL 045-451-7740 Email eco-house@yokohama-kousya.or.jp

省エネ相談員の専用検索サイトのイメージについて、ご希望があれば参考資料を送付させていただきます。